

岩手県告示第370号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）			
業種	等級別区分	発注標準金額	業種	等級別区分	発注標準金額	
土木工事	[略]		土木工事	[略]		
	A級	<u>60,000千円以上</u>		A級	沿岸広域振興局の所管区域において行われる県営建設工事	<u>80,000千円以上</u>
	B級	<u>25,000千円以上60,000千円未満</u>			その他の県営建設工事	<u>60,000千円以上</u>
	C級	<u>25,000千円未満</u>	B級	沿岸広域振興局の所管区域において行われる県営建設工事	<u>30,000千円以上80,000千円未満</u>	
				その他の県営建設工事	<u>25,000千円以上60,000千円未満</u>	
			C級	沿岸広域振興局の所管区域において行われる県営建設工事	<u>30,000千円未満</u>	
				その他の県営建設工事	<u>25,000千円未満</u>	
[略]			[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。